

改正

平成23年6月30日告示第177号  
平成28年3月25日告示第87号  
令和元年7月30日告示第34号  
令和3年3月3日告示第31号  
令和3年3月31日告示第64号  
令和5年9月27日告示第202号

鈴鹿市広告掲載要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の財産を広告媒体として活用し、広告掲載をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市の財産のうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 市の広報印刷物
  - イ 市のWEBページ
  - ウ その他市長が適当と認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(広告掲載の基準)

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの
  - (3) 政治活動又は宗教活動を目的とすると認められるもの
  - (4) 社会問題についての主義主張を目的とすると認められるもの
  - (5) 人権侵害となり、又はそのおそれがあるもの
  - (6) 個人の氏名の宣伝を目的とすると認められるもの
  - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
  - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと市長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な基準は、別に定める。

(広告の募集)

**第4条** 市長は、広告掲載をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を定め、広告を募集するものとする。

- (1) 広告媒体の具体内容
- (2) 広告掲載の規格、位置及び期間
- (3) 募集方法及び選定方法
- (4) 広告掲載料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

(広告掲載の申込み)

**第5条** 広告掲載を希望するものは、鈴鹿市広告掲載申込書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。広告の内容を変更しようとするときも、また同様とする。

(広告掲載の決定)

**第6条** 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、鈴鹿市広告掲載(不掲載)決定通知書(第2号様式)により当該申込みをしたものに通知するものとする。

(広告掲載の取消し)

**第7条** 市長は、広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)が次の各号のいずれかに

該当するときは、広告掲載の期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 市の信用を失墜し、又は業務を妨害させるような行為を行ったとき。
  - (2) 社会的信用を著しく損なうような行為を行ったとき。
  - (3) 偽りその他不正の行為により広告掲載の決定を受けたとき。
  - (4) 倒産、廃業等により広告掲載をする必要がなくなったとき。
  - (5) 書面により広告掲載の取下げを申し出たとき。
  - (6) 市長の指示に従わなかったとき。
  - (7) 第3条第9号の別に定める広告掲載の基準に適合しないことが判明したとき。
- 2 前項に定めるもののほか、市長は、市の責によらない理由により広告掲載をすることができなくなったときは、広告掲載の期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。
- 3 市長は、前2項の規定により広告掲載を取り消したときは、鈴鹿市広告掲載決定取消通知書（第3号様式）により広告主に通知するものとする。

（審査会）

**第8条** 市長は、鈴鹿市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、次に掲げる事項について審議し、市長に対して意見を述べるものとする。
  - (1) 新たな広告媒体への広告掲載に関すること。
  - (2) 広告掲載の可否の決定に際し疑義の生じた広告内容に関すること。
- 3 審査会の委員長は政策経営部長を、委員は政策経営部総合政策課長、財政課長及び情報政策課長並びに地域振興部人権政策課長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（会議）

**第9条** 審査会の会議は、市長の求めに応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（審査会の庶務）

**第10条** 審査会の庶務は、政策経営部財政課において処理する。

（広告の責任）

**第11条** 広告主は、広告掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- 3 第7条第1項又は第2項の規定により広告掲載を取り消した場合において、広告主に損害が生じても、市は、その責任を負わないものとする。

（広告掲載物品の受入れ）

**第12条** 市長は、広告が掲載された物品の提供の申出があったときは、この要綱の規定に準じて取り扱うものとする。

（広告掲載に係る事務）

**第13条** 広告掲載に係る事務は、広告掲載をする広告媒体を所管する課（鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）第3条に規定する課及び同規則第6条第1項に規定する会計課をいう。）において処理するものとする。

（その他）

**第14条** この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年6月30日告示第177号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成28年3月25日告示第87号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（令和元年7月30日告示第34号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則**（令和3年3月3日告示第31号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に改正前の各告示の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この告示の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。

**附 則**（令和3年3月31日告示第64号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年9月27日告示第202号）

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

鈴鹿市広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

鈴鹿市広告掲載要綱第5条に基づき、必要な書類を添えて次のとおり申し込みます。

申 込 者	住所（所在地）		
	法人（団体）名		
	代表者職・氏名		
	担当者	部署名	
		氏名	
	連絡先	電話	
		F A X	
		Eメール	
	業種		
ホームページ			
申込広告件名			
掲載希望期間			
申 込 内 容	広告主名		
	業種・事業内容		
	ホームページ		有 ・ 無 （http:// ）
広告内容			
備考			

鈴 第 号  
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

鈴鹿市広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、鈴鹿市広告掲載要綱第6条第1項に基づき、次のとおり決定しましたので、通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載します
	<input type="checkbox"/> 掲載しません
	理由
広 告 媒 体	
掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
広 告 の 内 容 (規格, 掲載位置等)	
広 告 掲 載 料	円
そ の 他 注 意 事 項 等	

第3号様式（第7条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

鈴鹿市広告掲載決定取消通知書

年 月 日付で決定した広告掲載について、鈴鹿市広告掲載要綱第7条第1項  
又は第2項の規定に基づき、下記の理由により決定を取り消します。

記

理由